

今週の専門用語



法的論点に関する解釈指針

日本企業のガバナンス改革が本格化する中で、経産省のコーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会がまとめた会社法の解釈指針。取締役会への上程事項の範囲を限定したり、株式の発行に際し「払込み」を前提とする日本の会社法上は支給できないとされていた株式報酬を支給できるスキームを提示したりするなど、ガバナンス改革を行う上でネックとなっていた会社法上の問題点をクリアにしている。この解釈指針の内容は法務省も承知しているとされ、事実上の公式見解と言える。

恒久的施設帰属所得

恒久的施設帰属所得とは、外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、その恒久的施設がその外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その恒久的施設が果たす機能、その恒久的施設において使用する資産、その恒久的施設とその外国法人の本店等（外国法人の本店、支店等で、恒久的施設以外のもの）との間の内部取引その他の状況を勘案して、その恒久的施設に帰せられるべき一定の所得のこと。平成28年4月1日以後開始する事業年度から国内源泉所得となる。

包括遺贈

被相続人が遺言によって遺産の全部または一定の割合（たとえば遺産の2分の1など）を指定して、その指定した遺産を無償で他人に与える行為のことを包括遺贈という（民法964条）。包括遺贈により遺産を取得した者（包括受遺者）は、法定相続人と同一の権利および義務を有するが（民法990条）、法定相続人とは異なり、代襲相続制度や遺留分は認められていない。なお、包括遺贈は、相続人以外の者だけでなく、法人に対しても行うことができる。

08

ページ

37

ページ

38

ページ

From
編集室

◆ファストフード店で購入したハンバーガーに軽減税率が適用されるか否か。軽減税率導入済みの欧州諸国でも議論があったこの論点が、税制改正法案の国会審議でも問題となっている。◆国会審議の場で佐藤主税局長は、軽減税率の適用がある否かは事業者が販売時に判断すると回答。購入客が持ち帰ると言えば「8%」、店内で食べると言えば「10%」となるわけだ。◆もっとも、持ち帰りで購入した後に店内で飲食する購入客がいけないとは限らない。同じ商品で2つの価格が生じるためレジで混乱が起きる可能性もあるだろう。軽減税率導入まで1年余りとなるなか、事業者の悩みは尽きることがなさそうだ。（SAK）

週刊T&Amaster 第636号

2016年3月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい